

給与と外注、その判断基準（2019年12月 内容更新）

	給与	外注
<b>働き方の基本</b>	雇い主の指示に従って働きます。 よって、仕事の進め方や場所については雇い主の指示に従いますが労働基準法が適用されるので簡単には解雇されません。	会社との契約に基づいて働きます。 よって、作業の進め方や場所については本人が自分で決めますが条件が合わない場合は契約を切られることもあります。
<b>収入の意味</b>	労働そのものに対して給料をもらいます。 よって、やむを得ない事情によって仕事を終えられなかった場合でも給料はもらえます。	仕事の成果に対して報酬をもらいます。 よって、やむを得ない事情によって仕事を終えられなかった場合は報酬の請求ができません。
<b>代替性</b>	労働に対して給料をもらう立場なので代わりの人にその仕事をやらせてはいけません。	成果に対して報酬をもらう立場なので代わりの人にその仕事をやらせても大丈夫です。
<b>収入の計算</b>	金額の計算は雇い主が行い、その結果は給与明細という形で雇い主が渡します。	金額の計算は本人が行い、その結果は請求書という形で会社に渡されます。
<b>経費負担</b>	仕事に必要な場所や道具は雇い主側で整えます。	仕事に必要な場所や道具は原則として本人が用意します。
<b>勤務時間</b>	雇い主が指定した労働時間と労働基準法に従います。 時間外労働には残業代をもらいます。	労働時間の管理は自分で行います。